



2019年1月 第78号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-5595



新年のご挨拶

組合員企業の皆様

新年あけましておめでとうございます！

昨年一年間は、外国人技能実習生事業に携わる人々にとっては、本当に慌ただしい一年でした。

当組合は皆様のご理解とご協力を賜り、2017年11月に新たな外国人技能実習制度がスタートしてから、1年間で在籍実習生全員が、新制度下の実習生へと切り替わりました。

新制度開始当初は、新規実習生の入国申請書類の大幅変更や機構の審査に時間がかかり、春頃の入国を予定していた企業・実習生の皆様には、予定の入国より3ヵ月程度の遅延が発生する事態も起こってしまいました。しかしながら、その後は何とか申請業務を軌道に乗せ、新規実習生の入国はもちろんの事、年末までに14名の技能実習3号(再入国)を受け入れる事ができました。

新制度では、タイムカードや、賃金台帳以外に、企業備え付け書類が定められており、また、残業時間や宿舍の広さ・費用等に関するルールも細かく定められております。それらを、外国人技能実習機構が事前連絡なしに実地監査を行っており、既に機構の訪問を受けた組合員も数社ある為、未整備の企業は早急に対応をお願い致します。

日本は少子高齢化のなか、2020年オリンピックニーズなどで経済活発化する一方、人手不足が国全体の課題となりました。新たな実習生制度が始まり1年経過したばかりにも関わらず、国会では実習生とは別の制度(新たな在留資格:特定技能)で外国人労働者を受け入れる法案が可決され、2019年4月からの施行が既に決定しています。

経済発展には人口的要素、特に労働世代が欠かせません。各国の人材争奪戦が既に始まっています。

如何に各国の若手人材を日本へ来させるか、僕は2018年12月11日に日経新聞に掲載された「選ばれる国」へ法的保護、という見出しの記事に着目しました。日本は廉価な労働力として外国人材を求めるのではなく、人材争奪のライバル国よりも優越な環境を作り、各国の優秀な人材に選んでいただける国になる方法を考えなければならない時代に来ました。

当組合は、今後も受入れ企業と実習生にとって有意義な実習を行えるよう、法令を遵守する事はもちろん、効率的で良質なサポート体制の確立を目指します。

組合員企業の皆さまのご健康とご活躍を祈り、活発な一年となりますよう一緒に頑張りましょう！

組合事務所は千代田区神田に移転しました。近くに来られた際には是非寄ってみてください。

今年も宜しくお願い致します

JCI 産業文化協同組合
代表理事 遠藤辛杜